

令和7年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：青森県立保健大学

協力：青森大学、八戸学院大学、弘前学院大学

下記の日程で令和7年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出をしたものです。

日程・会場・定員・内容

日程	令和7年8月23日(土)～8月24日(日)
会場	※リモート(Zoom)と対面での実施となります。申込の際にどちらかを選択してください。 (青森県立保健大学 B棟1階110教室) 住所：〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬 58-1 TEL:017-765-4085
定員	50名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

研修プログラム

【1日目】8月23日(土)

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式
10:00～12:00	実習指導概論(講義2時間)
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論(講義2時間)
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論(講義3時間)

【2日目】8月24日(日)

9:00～17:00	実習スーパービジョン論(講義2時間・演習5時間) ※途中に昼食・休憩あり(1時間)
17:00～17:15	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1 受講対象者・資格

- 社会福祉士であること。
- リモートでの受講の場合はZoomミーティングに参加できること(カメラで参加状況が確認できること。マイクで通話できること。高速で安定した通信環境が確保できること。)
※リモートでの受講にあたっての詳細・注意事項は、別紙【リモート研修の留意点】をご確認ください。

2 受講料

無料

3 申込方法

①下記の URL または QR コードから実習指導者講習会受講申込フォームに入りお申込ください。

【申込フォーム URL】 <https://forms.gle/kVh9dEA1DdDofstW7>



②受講資格（社会福祉士）を確認しますので必ず「社会福祉士登録証」を PDF データまたは画像ファイル（jpg、png 等）で kenshu@ms.auhw.ac.jp 宛にメールで提出（申込受付期間内必着）してください。メールでの提出が難しい場合は、申込後に申込フォームから自動返信される申込内容確認メールの文面を全て印刷し、印刷した申込内容確認メールと「社会福祉士登録証」のコピーを同封し研修担当事務局宛に郵送（申込受付期間内必着）してください。

なお、社会福祉士登録証と申込者の氏名が異なる場合は、社会福祉士登録証の氏名変更の手続きを行い変更後の社会福祉士登録証を提出してください。

③お申込は先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

④受講定員を超えた場合は、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮して受講者を選考します。

4 申込受付期限

令和7年6月23日（月）まで※必着

申込受付期限を過ぎてのお申込は受け付けられませんので、必ず上記期限までにお申込ください。

5 受講可否の通知

受講の可否は7月18日（金）までに文書にてご連絡します。あわせて事前課題、リモート会場案内、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6 申込上のご注意

①申込フォームには、誤りがないよう入力してください。

②申込フォームの「申込者氏名」、「生年月日」、「申込者住所」は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されています。

③申込フォームから自動返信される申込内容確認メールを申込控えとしてお手元にお控えください。

7 研修テキストと事前課題

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022年）を研修テキストとして位置づけており、『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』に基づいた事前課題を提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については受講決定時にご案内します。

8 修了の認定

①本研修は実習指導者となるための認定研修です。全科目の受講が修了認定の条件となります。

②リモートでの受講の場合、研修の受講中は、受講者側のカメラをONにし顔が見える状態（Zoom ミーティング画面に表示されている状態）で受講いただきます。これにより受講確認を行います。

③15分以上の遅刻・中座・早退がある場合は修了となりません。リモートでの受講で以下の場合は遅刻・中座・早退とみなされますのでご注意ください。

●各科目の受講開始時間から15分以上Zoomの接続が確認できない。または、接続していても15分以上画面から離席している。あるいは、講義に関係のない通話、飲食、その他受講中に適さない行為を行っている場合。

●各科目の講義中に15分以上カメラがOFFの状態が継続していて、受講中か確認できない場合。

※接続不良が生じないように、安定した通信環境下での受講をお願いします。有線LANまたは受信感度が良いWi-Fiで接続されたパソコンでの受講を推奨します。

④研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

9 社会福祉士実習へのご協力

本研修修了者には、青森県内で社会福祉士を養成する4大学在学生の社会福祉士養成実習を積極的に受入れることを前提とします。

10 その他

研修資料等は、登録いただいたメールアドレス宛にPDFデータ等で配信します。

【参考】社会福祉士実習指導者の要件

社会福祉士介護福祉士学校指定規則 第三条第一号ワ

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む）を指導する者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

社会福祉士の資格を有し、実務経験が3年に満たない方でも本講習会を受講いただくことは可能です。

※実際に指導に当たるためには実務経験が3年必要です。

青森県立保健大学	キャリア開発センター
事務局	キャリア開発・研究推進課
	前田 輝和
住 所	〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬 58-1
電 話	017-765-4085
F A X	017-765-2021
E-mail	kenshu@ms.auhw.ac.jp